相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市吉原一丁目二番、最後の住所静岡県富士市吉原一丁目二番一〇号

被相続人　亡　髙田　総美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

静岡県浜松市中区常盤町一三三番地の五　Ｏｐｕｓ常盤七〇二　毛涯梨恵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　毛涯　梨恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区住吉四丁目二二番、最後の住所浜松市中区住吉四丁目二三番一八号サンテラス清水Ｄ－一　被相続人　亡　加藤　節夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

静岡県浜松市中区常盤町一三三番地の五　Ｏｐｕｓ常盤七〇二　毛涯梨恵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　毛涯　梨恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市下阪本四丁目二一七八番地、最後の住所京都府城陽市長池五社ケ谷一四番地の一　被相続人　亡　早藤みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

京都府城陽市寺田北山田三一番地の二九五　相続財産管理人　司法書士　田中　博輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区東九条上殿田町七三番地、最後の住所京都市西京区山田平尾町四六番地特別養護老人ホーム京都厚生園内　被相続人　亡　山本美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

京都府城陽市寺田北山田三一番地の二九五　相続財産管理人　司法書士　田中　博輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区東九条上殿田町七三番地、最後の住所京都市西京区山田平尾町四六番地特別養護老人ホーム京都厚生園内　被相続人　亡　山本美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

静岡県浜松市中区常盤町一三三番地の五　Ｏｐｕｓ常盤七〇二　毛涯梨恵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　毛涯　梨恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市下阪本四丁目二一七八番地、最後の住所京都府城陽市長池五社ケ谷一四番地の一　被相続人　亡　早藤みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

京都府城陽市寺田北山田三一番地の二九五　相続財産管理人　司法書士　田中　博輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区東九条上殿田町七三番地、最後の住所京都市西京区山田平尾町四六番地特別養護老人ホーム京都厚生園内　被相続人　亡　山本美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市招提南町三丁目一九番、最後の住所大阪府枚方市招提南町三丁目一九番四―二〇一号　被相続人　亡　弓岡　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号　相続財産管理人　弁護士　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目五二番地、最後の住所大阪府羽曳野市はびきの四丁目一八番二号　被相続人　亡　鍵谷美知代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県南条郡南越前町河野第一九号一三番地、最後の住所大阪府富田林市常盤町一〇番二四号　被相続人　亡　藤井　眞澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市滝山町一五七番地、最後の住所兵庫県川西市滝山町六番五号　被相続人　亡　仲尾　大作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

兵庫県川西市栄根二丁目六番三七号　ＪＡビル三階　相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区栄町通二丁目七番地、最後の住所神戸市兵庫区御崎町二丁目一六番二五―四三五号　被相続人　亡　大森　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル四〇一号　奥野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥野　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市大字甲田五三七番地、最後の住所奈良県五條市新町一丁目七番三二号　被相続人　亡　塚由　忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

奈良市高天町一九―一奈良今西ビル四階　古都の風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市上分町六八四番地、最後の住所愛媛県四国中央市上分町五一二番地　被相続人　亡　吉岡憲一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

事務所　松山市鷹子町八二八番地一ピースフル鷹子Ⅱ一〇一号　相続財産管理人　狭間　雄樹

第61期決算公告

平成28年8月17日

広島県安芸郡海田町南明神町２番51号
株式会社キーレックス
代表取締役社長　岩尾　満

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,928	流動負債	10,338
固定資産	15,419	固定負債	7,751
		株主資本	8,983
		資本金	240
		資本剰余金	91
		資本準備金	91
		利益剰余金	8,652
		その他利益剰余金	8,652
		（うち当期純利益）	(318)
		評価・換算差額等	274
		その他有価証券評価差額金	274
資産合計	27,347	負債・純資産合計	27,347